

今後における老人福祉対策について

(答 申)

昭和60年9月12日
大分県社会福祉審議会

1 要援護老人の福祉対策について

高齢化社会の進展に伴い、ねたきりやひとりぐらし、あるいは、痴呆といった援護を要する老人が、今後ますます増加するものと予測される。これに伴い要援護老人の福祉ニーズは多様化し、また対象者が低所得者層にとどまらず、ニーズを有するすべての老人に拡大されることなどから今後はさらにきめ細かな福祉対策が必要となってくる。

これからの福祉対策は、在宅福祉を中心により積極的に推進することが必要であると考え、そのためには家庭奉仕員派遣事業等既存施策の効率的運用はもちろんのこと、さらに公的援助を補完する意味において、地域福祉の観点に立った近隣者やボランティア、民生委員、社会福祉協議会等の協力による民間社会福祉活動の強化に地域社会全体で取り組んで行く必要がある。

また、どうしても在宅での介護が困難な状況にある者については、老人ホーム等への収容が必要となるので、施設福祉の充実についても、要措置者数の動向を的確に把握し適切な対策を講じて行く。

しかしながらその場合、施設福祉を単に施設収容という観点からとらえるのではなく、施設の地域開放等在宅福祉との関連を考慮しながら進めて行かなければならないと考える。

2 老人ホームの整備について

高齢人口の増加に伴い、老人ホームに措置を要する老人も増加することが予想されるが、今後における老人ホームの整備については、次のように考えられる。

(1) 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

養護老人ホーム・軽費老人ホームについては、現在の入所率等から、当面は十分対応できるものと見込まれることから、施設の新増設はないものと認められる。

しかし、入所者のプライバシーの保護や生活の場としての居住性を高めるための改善に努めるべきである。

(2) 特別養護老人ホーム

本県の特別養護老人ホームの整備率は全国的に見ても高いが、昭和60年4月1日現在における要措置老人の待機者数及び今後における推計等から、要措置老人の増加が予測されるので、その推移を見極めるとともに施設整備等に対する国の動向や公益資金の助成状況を十分配慮した整備を図る必要がある。

なお、整備に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 特別養護老人ホームの地域配置については、要措置老人の出身地域や家族との連携を配慮しなければならないが、昭和64年4月1日におけるブロック毎の要措置老人の推計等から当面、大分・臼津、別杵・国東、大野・直入、日田・玖珠、宇佐・高田ブロックに整備する必要がある。

但し，その場合，地域福祉との関連を考慮し，未設置市町村についての配慮が必要である。

イ 施設の新増設にあたっては，在宅福祉との連携を図るため，ショートステイ等の地域開放施設の併設や痴呆性老人等の入所者の多様化に対処できるよう施設の整備に努めると共に地域医療との関連から医療団体との十分な連携を図る

必要がある。

以上，昭和63年度までの方針を答申するが，現在国において，いわゆる「中間施設」の構想が検討されており，このことは，老人ホームの整備に密接な関係があると予想されるので，国の具体的方針が示された時点において再度見直しをする必要があると考える。